あなたと県を結ぶホット・コミュニケーション

県民の友

11月号
平成14年【2002】
No.771

和歌山県

〒640-8585　和歌山市小松原通1-1　☎073（432）4111　http://www.wakayama.go.jp/

発行／和歌山県知事公室広報室

主な記事

2面　県議会9月定例会の概要
3～6面　人権特集
8面　障害者支援費制度

21世紀はケアの時代
“安心”と“元気”を
支える看護職

”4人に1人が65歳以上“という超少子・高齢化時代がすぐそこにやってきています。

21世紀はケアの時代とも言われていますが、少子・高齢化社会を迎え、医療・介護施設はもとより在宅療養者など在宅ケアの需要が増加することから、療養や健康づくりにかかわる看護師、保健師、助産師など保健・医療・福祉といった各分野に対応できる資質の高い看護職員の養成・確保がますます必要となってきます。

しかしながら、県内の看護職員の需給見通しでは、平成17年末には約700人が不足すると見込まれ、看護職員の確保が今後の重要な課題となっています。

県では、県立の看護学校等の運営をはじめ、民間の看護専門学校への支援などを行うほか、資質の高い看護職員養成のため、平成16年春をめざし、県立医科大学看護短期大学部の4年制大学化を進めています。さらには、現在、就業していない免許保持者の職場復帰を促進するため、ナースセンターを設置し、求職や求人の登録を行うなど、県民の皆さんの”安心“と”元気“をサポートする看護職員の確保に努めています。

あなたの免許を活かしませんか
求人・求職のご相談は和歌山県ナースセンターへ
☎073(446)0121

※平成14年3月から、保健婦（士）、助産婦、看護婦（士）、准看護婦（士）の名称が、男女共通の専門職としてふさわしい保健師、助産師、看護師、准看護師に変わりました。

平成15年度　看護学校等学生募集

課程		学校名（所在地）	電話番号	定員	願書受付期間	試験日
保健師		県立高等看護学院　保健学科　（那賀町）	0736（75）6280	20	12/ 5～12	一次 1/28　二次 2/12
助産師		〃　助産学科　〃		15		一次 1/27　二次 2/12
看護師	3年	県立医科大学看護短期大学部　（和歌山市）	073（446）6700	80	1/31～2/5	学力 3/ 3　面接 3/ 4
		県立高等看護学院　看護学科一部　（那賀町）	0736（75）6280	50	12/ 5～12	一次 1/23　二次 2/ 7
		県立なぎ看護学校　（新宮市）	0735（31）8797	40	12/ 6～13	一次 1/23　二次 2/ 3
		和歌山赤十字看護専門学校　（和歌山市）	073（422）4171	50	12/ 2～20	一次 1/23　二次 1/24
		社会保険紀南看護専門学校　（田辺市）	0739（22）1592	30	前期12/ 9～20 後期 2/17～26	筆記 1/23　面接 1/24 筆記 3/ 6　面接 3/ 7
		和歌山労災看護専門学校　（和歌山市）	073（452）0987	30	12/ 2～27	学科 1/30　面接 1/31
		和歌山看護専門学校　（和歌山市）	073（456）5780	50	前期12/18～20 後期 2/ 5～ 7	前期 1/23 後期 2/21
		和歌山市医師会看護専門学校　（和歌山市）	073（445）9805	40	1/ 8～10	1/23
	2年	県立高等看護学院　看護学科二部　（那賀町）	0736（75）6280	45	12/ 5～12	一次 1/23　二次 2/ 7
		県立南紀高等学校　専攻科　（田辺市）	0739（22）3776	40	1/29～31 正午まで	2/ 7
	5年	〃　看護科　〃		40	一般出願 2/26～27 15時まで 本出願　3/ 4～ 5　15時まで	3/12
准看護師		国保野上厚生総合病院附設准看護学院　（野上町）	073（489）2178	15	1/22～2/4	一次 2/12　二次 2/17
		新宮市医師会准看護学院　（新宮市）	0735（21）2529	30	1/20～2/1	2/13

募集定員は推薦枠を含む　　看護師3年課程は高等学校卒業者、2年課程は准看護師免許保持者、5年課程は中学校卒業者を対象としています ＊詳細については、各学校・養成所へお問い合わせください

古紙配合率80%再生紙を使用しています。

おしらせ

初級スポーツ教室

時 1月6日～3月18日
場 県体力開発センター(和歌山市)
申 幼児･児童対象の教室は往復ハガキに希望教室名、住所、氏名、年齢、生年月日、学年、保護者名、電話番号を記入し、11月30日までに会場〒640-8392和歌山市中之島2252 抽
成人対象の教室は12月1日9:00から会場で受付(先着順)
費 5,500～8,000円(保険料込)
問 会場☎073(431)7173

対象	種別	教室名	曜日	定員
幼児・児童	体操	3歳児と親	火	20
		4～6歳児	月	各30
		小学1～6年生	月	
	水泳	1～3歳児と親	金	各50
		4～6歳児	木	
		小学1～2年生	土	
		小学3～6年生	日	
成人女性	体操	レディースアスレティック	月･火 木･金	各30
		レディースシルバー	月	
		リズムダンス	金	
		レディースウエイト	月	
	水泳	レディーススイミング	月	50
成人男性	体操	メンズシルバー	木	25
		メンズアスレティック	金	20
成人男女	体操	アスレティックナイト	火	各30
		アスレティック＆スイム	木	
		アクアエクササイズ(水中)	月	
	水泳	ナイトスイミング	土	50

県男女共生社会推進センター りぃぶる

「0歳からの子育てを学ぼう」講座 ～新しい子育てを求めて～
時･場 ①11月16日(土)＝田辺市ひがしコミュニティーセンター ②12月5日(木)＝橋本市教育文化会館　いずれも13:30～
定 30人（先着順）
申 電話、FAX、Eメールで、住所、氏名、年齢、電話番号を①は11月14日、②は12月3日までにりぃぶる
※一時保育あり(事前申込必要)

女性エンパワーメント技術講習
科目 パソコン(日商ビジネスコンピューティング3級受験)他
時 1月23日～2月14日の毎週月～金曜(ただし2月10･11日を除く)及び2月15日(土)･16日(日)の計17日間
すべて9:30～15:30
場 りぃぶる
定 20人(初心者に限る)
費 無料(テキスト代、検定料は自己負担)
申 12月3～4日(9:00～17:00)に会場へ本人来所(ハガキ1枚持参)

問 県男女共生社会推進センターりぃぶる 〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛9階
☎073(435)5245
FAX 073(435)5247
Eメール e0315012@office.wakayama.go.jp

県議会だより 9月定例会の概要

平成１４年度県一般会計補正予算、和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例などの案件を可決

県議会9月定例会は、9月10日から9月27日までの18日間にわたって開催されました。

この定例会では、県政をめぐる最近の主な動きについて、木村知事から、地方が国をリードする地方分権の時代にあっては、「和歌山モデル」と呼べるような地域の実情にあった独自の政策を形成し、また、同じ考え方を持つ他の都道府県と連携して政策提言を行うなど、国民や県民の方々に広く共感を得ながら、国を動かしていくことが重要であるという考え方から、「地方分権研究会」「これからの高速道路を考える地方委員会」「地球温暖化防止に貢献する森林県連合」といった場などを通じて「地方からの政策提言」に取り組んできたことや、地震防災対策、食と緑の工場特区構想、企業誘致の推進、市町村合併、世界遺産登録等についての報告がありました。

また、緑の雇用関連や高校生就職支援緊急対策などを盛り込んだ平成14年度県一般会計補正予算、県情報公開条例の一部を改正する条例、県立高等学校設置条例の一部を改正する条例、和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例、訴訟の提起、工事請負契約の締結、平成13年度県歳入歳出決算の認定、平成13年度県公営企業決算の認定、教育委員会委員の任命などの議案23件と知事専決処分報告2件が提案され、平成13年度県歳入歳出決算の認定及び平成13年度県公営企業決算の認定が閉会中の継続審査となったほかは、いずれも原案どおり可決・同意・承認されました。

このほか、予算委員会においては、補正予算及び予算関連事項についての審査が行われました。

請願については、1件が不採択、4件が継続審査となりました。

意見書については、「近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書」と「日朝国交正常化交渉についての意見書」が可決され、関係機関に送付されました。

質疑及び一般質問には9人の議員が登壇し、県政各般にわたる諸問題について活発な論議が展開されました。

主な質問と、これに対する知事や関係当局の答弁要旨は次のとおりです。

（要約抜すい）

不況対策と雇用促進

頑張る企業に応援を

県内の中小企業や産地組合は、新事業の展開や新分野への進出、新たな販路開拓を目指し頑張っている。それらの中小企業が行う、経済的環境の変化に即応した経営革新や新技術・新商品の研究開発に対して、補助金や融資など各種支援策がある。

更には、次代の県経済をリードしうる企業を発掘・育成する施策として、本年度から「企業ソムリエ委員会」を設置し、支援に向けて取り組んでいる。

一方、工業技術センターでは、技術の転換や製造方法の改良、品質管理、新製品の開発や商品化をめざす企業を技術面から支援している。

生石山ススキ原復元

生石山のススキ草原については、地域の重要な観光資源であるとともに、豊かな生態系を有する貴重な自然景観であるところから、行政のみならず、地域住民やボランティア団体など、さまざまな方々にその保全に取り組んでいただいているところです。

山焼きは、こうしたススキ草原保全への取り組みをさらに推進するために実施されるもので、野上町、金屋町を中心として実務的な検討を行っており、県としても財政面を含め支援することとしている。

教育現場の憂うべき現状

小中・高校生等のマナーの悪化と学校におけるマナー教育

社会生活を送るうえでの基本的なルールやマナーについては、本来、幼い頃から家庭や地域の中でしっかりと身につけていくべきものでありますが、学校においても、知識や技能を教えるだけではなく、「ルールを守る心」や「思いやりの心」などを育んでいくことが大切であると考えている。

こうしたことから、学校周辺の清掃や公共施設の花壇の手入れなどの奉仕活動、福祉施設等での実習や、ボランティア活動などに取り組んでいる。

今後とも、あらゆる教育活動を通じて、人間としての基本的な倫理観をしっかりと身につけさせ、社会性や豊かな心を育む教育に努めていく。

東南海・南海地震等に対する防災対策

防災センターの整備を含めた県の防災体制の在り方

国のいろいろな動きと合わせながら、県も独自でいろいろな被害想定とか、防災体制の確立、ハード・ソフトを合わせた対応策について検討していきたい。また、津波を想定した大規模な避難訓練も行っていきたい。

併せて、以前から防災センターの必要性を言ってきたが、年内にも一番適切な土地を選んで建設にかかっていきたい。また、衛星通信システムの導入も進めていきたいと考えている。

食と緑の工場特区

「特区」設定のねらい

地域特性を生かした和歌山らしい特区構想ということで、「緑の経済特区」というものを提案したところである。この内容は、定住促進タイプ、交流促進タイプ、起業促進タイプの3タイプによって都市から地方への人口の逆流動や交流活性化を図るものである。

コスモパーク加太については、起業促進タイプの一つとして「食と緑の工場特区構想」と位置づけ、その中で、民間資本の活用によるトマトの大規模生産をとおして雇用の確保と地域の振興を図ることとしている。

緑の雇用事業が成功するために

土木工事にも材木の使用を

県内の雇用の維持・増大を図るため、県が実施する公共事業において、県産品を積極的に活用する「つかおう・つくろう・けんさんぴん」運動を推進している。

紀州材を一層活用するため、「土木部紀州材・間伐材活用促進ワーキンググループ」を設け、昨年実績を大幅に上回る目標を設定し、その実現に取り組んでおり、今後も、紀州材・間伐材の積極的な活用に努めていきたい。

農林水産業の振興

カゴメ進出に伴う県内農家との共存共栄

県では野菜の振興計画として、昨年「和歌山の野菜グリーンウェーブ計画」を策定し、その中で施設栽培のトマトを成長性のある品目と位置づけ、生産拡大を図ることとしている。

今回のカゴメの進出は民間活力導入という視点から、本県農業の活性化にとって、大きなインパクトになると考えている。栽培方法や経営形態などが既存産地での生産と異なることも十分に予想されるので、お互いの特性を発揮しながら、共存・共栄ができるよう努めていきたい。

新宮保健医療圏域における休日夜間急患センターの早期設置

休日夜間急患センターの設置については、基本的には市町村が整備するものである。設置に向けては、平成12年に市町村長、地元医師会、病院関係者で構成する「新宮保健医療圏域医療体制検討会」を設置し、検討を進めている。

今後、地元医師会や病院関係者の意見を踏まえ、早期に休日夜間急患センターが設置できるよう、県としても関係機関と連携し、積極的に推進していきたい。

道路整備について

県内の高速道路の整備について

高速道路は本来、日本の国全体の人や物の流れを踏まえたうえで、どう整備していくのかということから考えるべきである。

そういう意味で和歌山県にとって高速道路の紀南延伸は、当然のことながら、是非とも大切なものであるし、なんとしても事業中の区間、さらには計画区間全体について整備されるように、思い切った働きかけをしていかないといけないと思っている。

和歌山県の高速道路の必要性をいろんな場面で述べていきたいと考えている。

このほか、次のような質問がありました。（抜すい）

- ○紀三井寺野球場のグラウンド拡張
- ○農作物被害対策
- ○産業振興で県勢の発展を
- ○熊野川の濁水対策
- ○市町村合併
- ○補導センター
- ○和歌山県の活性化
- ○障害者が安心して生活できる支援費制度に
- ○地震防災対策アクションプログラムの策定

人権特集

わたしと小鳥とすずと

わたしが両手をひろげても、
お空はちっともとべないが、
とべる小鳥はわたしのように、
地面（じべた）をはやくは走れない。

わたしがからだをゆすっても、
きれいな音はでないけど、
あの鳴るすずはわたしのように
たくさんなうたは知らないよ。

すずと、小鳥と、それからわたし、
みんなちがって、みんないい。

童謡詩人　金子みすず（1903～1930）作

「みんなちがって、みんないい」

人はそれぞれみんな違いがありますが、一人ひとりが大切な存在です。

人は、誰でも生まれながらにして、人として尊厳を持って生きていく権利を持っています。それが「人権」で、誰も侵すことの許されない大切なものです。

しかし、現実には、私たちの日常生活の中に、同和問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人などへの偏見や差別といった深刻な人権問題が存在しています。

このような人権問題を解決していくのは、「わたし」であり、「あなた」です。

人権問題への取り組みの第一歩は、人にはそれぞれ違いや個性があるということを認め合いながら、みんな生まれながらに同じ権利を持っているということを互いに確認していくことです。

県では、11月11日から「世界人権デー」の12月10日までの1カ月間を今年から「人権を考える強調月間」として、あらゆる人権問題の解決に向けた取り組みを進めていきます。ぜひ、県民の皆さんもこの機会に自分の人権、周りの人の人権について一緒に考えてください。

問い合わせ
県人権啓発センター
☎073（435）5420

いっしょに考えてみませんか。わたしの人権、あなたの人権

あなたは普段の生活で「人権」を意識することがどれぐらいありますか？
私たちの人生のさまざまなステージでさまざまな人権問題が存在しています。
私たちの生活を「人権」という視点で見直してみませんか？

地域社会

「えっらい大きな地震だったけど大丈夫かぁー」

障害者のAさんの家に、近所のBさんが飛び込んできました。
AさんとBさんは、地区の集まりやスポーツ大会等に一緒に参加するなど、以前から付き合いがありました。
Bさんは、Aさんを心配して訪ねてきたのです。

このように災害などの非常時には、近所の人（特にこのようなときに支援が必要な人）の安全確認や救助に力を貸してください。
災害時はもとより、日常生活においても、障害者、高齢者、難病患者等にとっては、歩道や駅、店などの階段や段差のある場所はバリア（障壁）になります。
また、同じように外国人にとっても、日本語が理解しにくいため、情報入手が困難なことなどがバリアとなります。
そういう人たちが困っているときには「何かお手伝いすることはありますか？」と一声かけてください。
障害のある人もない人も困ったときに、誰かを助けたり、助けられたりしたことがあるはずです。
人としてお互いに思いやる心がとても大切です。
心のバリアフリーが実現できれば、どんな困難も乗り越えることはそう難しくはありません。

高齢期

「おじいちゃん、危ないから、そんなことせんでええよ。じっとしてて」

あなたは、これと似たようなことを、言ったり、聞いたりしたことはないでしょうか。
何もしてもらわないことが「高齢者をいたわる」ことだと思い込んで家庭での役割を与えず、仕事もさせないといったことは、ありませんか。
「自分は、なんの役にも立っていないんじゃないか」そう感じることほど、寂しいことはありません。
逆に、「自分は家族や地域の役に立っている。必要とされている」と感じることは、大きな生きがいにつながります。
人生80年時代を迎えた今、高齢者の持つ知識や知恵、技能に対する期待が高まっています。今までの「高齢者は弱い」というイメージを捨て、高齢者がその持てる能力を十分に発揮し、健康で生きがいと誇りを持って長寿を喜びあえる社会をつくることが大切です。

今を生きる私たち

同和地区に生まれたからといって、また民族や国籍、性別や年齢、障害の有無で人を決めつけてはなりません。すべての人が社会を構成する一員として尊ばれ、自らの意思に基づいて、何事にも自由に参画することが当たり前となる社会をつくっていくのは私たちです。
一人ひとりが多様な個性を持ち、個人差があることを認識すべきではないでしょうか。

日常生活を人権という視点で見直したとき、
新たな「気づき」があったのではないでしょうか。
今、ここで気づいたことを今日からの私たちの生活の中で生かしていくことが、
人権を尊重する社会づくりの第一歩です。

就職職場

（就職試験）

「私、この仕事精一杯がんばるわ！」

就職試験の合格通知をもらったとき、誰しもがそう心に誓ったはずです。でも、その機会さえ平等に与えられていないとしたら…。同和地区で生まれたというだけで、外国人というだけで、また、性別、障害の有無やその人の信じているもの（思想等）で、初めから合否が決まっている「形だけ開かれた試験」なんておかしいですよね。採用するときに考慮しなければならないのは、その人自身の能力やその仕事に対する適性です。それ以外のことは仕事をしていくうえで関係ないはず…。
生まれた場所で仕事に向き不向きがありますか？女性だから男性より仕事ができないと思い込んでいませんか？人種や民族、国籍がその人の仕事の能力に関係ありますか？障害があってもその人の能力を発揮できる仕事はきっとあるはずです。

（職場で）

「○○さん、お茶！」

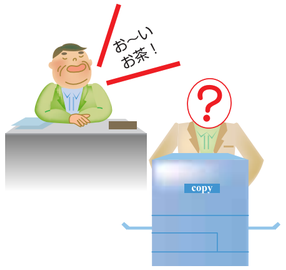

この言葉を聞いてどんな状況を思い浮かべましたか？お茶を入れてくれるのは、男の人、それとも女の人？お茶くみは女の人の仕事と勝手に決めつけてはいませんか？男の人でも、お茶をおいしく入れられる人は大勢います。では、コピーや掃除はどうでしょう？女の人に任せて当たり前！なんて思っていませんか。雑用に時間をとられて本来の仕事に支障をきたしている女性に向かって、「だから女は…」なんて言うのはおかしいですよね。

「やめてください！」

嫌な思いをはっきり口に出せなくて、どれだけの女性が我慢していることでしょう。でも、勇気を振り絞ってちゃんと不快感を伝えるべきなのです。相手はそれがセクハラだとは思っていないかもしれません。
相手に直接言えなくても、泣き寝入りしないで周りの人や相談機関に話してみましょう。
ところで、あなたはどんな行為がセクハラなのかわかっていますか？相手が嫌がっているのに気付かず、これぐらいなら大丈夫と思っていませんか？
もう一度考えてみてください。
みんなが快適に自分の能力を十分発揮して仕事ができれば、どんなに明るく効率の良い職場になるか。性別に関係なく、私たちは対等なパートナーなのですから。

家庭生活

「夫が暴力をふるうんです・・・」

今まで家庭内で行われていた暴力は、ほとんどが単なる夫婦げんかと考えられていました。
「夫を怒らせている私が悪い」「子どものために我慢しよう」などと考えている女性が多かったのではないでしょうか。
平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法）が施行され、配偶者からの暴力、特に夫等からの女性に対する暴力は犯罪になり得る行為であることが明示されました。
暴力で女性を押さえつけることは、女性の人格を否定し、人権を侵害する許されない行為であるということを知ってください。
女性も、男性も、お互いを対等なパートナーとして認め合っていくことが大切です。

結婚

「わたし、結婚したい人がいるの・・・」

あなたの子どもが、そう切り出したとき、あなたは結婚相手の何を聞こうとしますか。
人柄？職業？住んでいるところ？親のこと？・・・
でも、本当に大切なのは、結婚しようとする子どもの意思です。何と言ってもこの結婚に責任を持つのは本人たち自身なのですから。親が子どものことを思うのは当たり前ですが、そのあまり相手を差別していませんか？
いまだに、「同和地区出身だから」「外国人はちょっと」「何も障害のある人と結婚しなくても」「そんな病歴の人とはちょっと」といった結婚差別が根強く残っています。新たな人生のスタートとなる祝福すべき結婚を、差別で汚してしまっていいのですか。このような差別をする人は「あなた（子ども）のためを思って・・」と言いますが、差別から幸せは決して生まれません。
あなたが、そんな理由で結婚を断られたらどう感じますか？
もう一度考えてみてください。
結婚は、本人たちのものなのです。

誕生

「生まれてきてくれてありがとう」

もう一度思い出してみてください。そう思ったあの瞬間を！
男の子であれ、女の子であれ、障害があろうがなかろうが、国籍がどうであっても、どこに生まれようが、そんなことは関係ないはず。生まれてきた生命は、全て尊いものなのです。
これから人生が始まる赤ちゃんの心は真っ白なカンバス。そのカンバスに色とりどりの絵を描きながら成長していきます。絵を描く色（知識）を与えていくのは「私たち」。そのカンバスに「偏見」「差別」といった色はいりません！

子どもの時代

「○○ちゃんの顔に殴られたようなアザがあるんだけど・・・」

虐待は、子どもが健やかに成長する権利を奪う行為です。虐待によって受けた傷は身体だけでなく、心にも深刻な影響を与えます。
子どもは親の所有物ではありません。「親の思いどおりにならないから」「しつけのために必要だから」といっても、子どもにとって有害ならば、それは虐待です。
子どもへの虐待は、「なぐる、ける」といった身体的な暴力だけを言うのではありません。子どもに充分な食事を与えない、学校へ行かせない、わいせつな行為をする、言葉でおどす、無視する、といったことも虐待です。

「あの子、虐待を受けているのかも？」あなたがそう感じたら、ひとりで抱え込まないで、まず、児童相談所や福祉事務所※などに知らせてください。早めの相談は、虐待を受けている子どもだけでなく、虐待をしていることに苦しむ親を救うことにもつながります。
子どもが持つ権利を大切にするには、子育てをそれぞれの家庭に任せきりにせず、一人ひとりが「子どもにとって一番いいこととは何か」を考え、その成長を支えていくことが必要です。

※県の場合、各振興局健康福祉部

「いじめられている　あの子も悪いのよ」

そういう言葉をよく聞きます。果たしてそうでしょうか？
そう言って、心のモヤモヤやイライラを立場の弱い子に向けていませんか？
気がつかないふりをして、いじめを見過ごしてはいませんか？
どんな理由があっても他人の身体や心を傷つけてはならないはずです。
いじめを正当化する理由はありません。
いじめは、当事者間では解決できない場合がほとんどです。周りにいるあなたが気づいたら、必ず誰かに相談しましょう。気づかないふりをすることは、いじめをする側に立つことでもあるのです。

人権を身近にとらえていただくために、Yes.　Noで答えられる項目を用意しました。これらの項目一つひとつに、自分の素直な気持ちで考えてみてください。

【　設　問　】

1	子どものことはすべて親の私が決める。	□Yes	□No
2	親が子どもの日記を見るのは教育上当たり前だ	□Yes	□No
3	いじめは、子どもたちの問題だから、子ども同士で解決させればよい。	□Yes	□No
4	就職試験で、結婚後仕事を続ける気があるかどうか、女性に確認することは、今後の人事を考えるうえで重要なことである。	□Yes	□No
5	同じ採用するなら、何となくわかりあえる気がする日本人の方がよい。	□Yes	□No
6	採用するときに、その人の本籍地や生まれたところを聞くのは当たり前だ。	□Yes	□No
7	責任の大きい仕事は、女の人には荷が重い。	□Yes	□No
8	親しみの表現だから、女性の肩に手を置いて話すことぐらいはかまわないだろう。	□Yes	□No
9	結婚は一生の問題だから、人生経験の豊富な親の意見が第一である。	□Yes	□No
10	結婚で相手の親や出身地域のことを考慮するのは当然である。	□Yes	□No
11	自分の子どもと外国籍の人との結婚なんて考えられない。	□Yes	□No
12	「男子厨房（ちゅう）（台所のこと）に入らず」はかっこいいことだと思う。	□Yes	□No
13	地域のことは、地域活動に熱心な人にだけ任せておいた方が、万事うまくいく。	□Yes	□No
14	近所の方に日頃からあいさつはあまりしない。	□Yes	□No
15	障害のある人より、ない人を雇用するのは当然であり、法的にも問題はない。	□Yes	□No
16	高齢者は、家でのんびり過ごしているのが１番の幸せだと思う。	□Yes	□No
17	高齢者は、みんな演歌や時代劇が好きだ。	□Yes	□No
18	すべての難病や感染症の患者は入院治療を受けるべきである。	□Yes	□No

あなたは、いくつNoがありましたか。Noが望ましいとわかっていても、ふだんの生活では、行動をためらったり、逆の行動をとっている場合がありませんか。Noは正解というより、今、社会がめざすべき方向ではないでしょうか。

また、「え、これが人権に関係あるの？」と思われた項目もあったのではないでしょうか。それほど人権とは私たちの生活に幅広く関わることがらなのです。

人には、様々な考えや意見があります。周囲の人とYes・Noに分かれる項目があれば、それを手がかりにぜひ話し合ってください。話し合い、認識を深めることが、人権問題を真に身近なものにする第一歩なのですから。

【コメント】

1・2　子どもにも意見やプライバシーがあります。大人の判断で決めてしまわないで、子ども自身が考え、的確な判断ができるようリードするのが大人（親）の責任です。

3　「いじめ」は被害者に深刻な心の傷を与えます。エスカレートする前に、周囲が積極的に関わり解決に導くことが大切です。

4　面接において、女性のみにこのような質問をすることは法律でも禁止されています。

5　採用するうえで一番重要なことは、仕事に対する能力です。民族や国籍などから先入観を持つことは、差別につながります。

6　本籍地や出生地は、その人の能力や適正に何ら関係がありません。そのような質問の背景には同和地区に対する差別が隠されている場合があります。

7　性別によらず個人の意欲や能力に基づいた公正な取り扱いが必要です。また、昇進についても性別を理由にした異なる取り扱いは禁止されています。

8　軽い気持ちでも、意外と相手は不快だと感じていることもあります。

9～11　結婚は本人の意思が何より大切です。憲法にも「婚姻は両性の合意にのみ成立する」と明記されています。相手の親や出身地域、国籍などを結婚の判断材料にすることは、相手の人権を侵害する行為です。

12　家庭で料理を作ることは決して女性だけの仕事ではありません。お互いに助け合うことの方がかっこいいという人が増えています。

13・14　地域の人々が交流を深め、地域づくりに加わることが、明るく差別のないまちづくりにつながります。あいさつはその第一歩です。

15　障害者の雇用の促進等に関する法律で、民間企業は、従業員の1.8％に相当する障害者の雇用が義務づけられています。

16　高齢者の積極的な社会参加は、大きな生きがいにつながります。

17　高齢者にもさまざまな方がおられ、個人差があります。「高齢者はこんな人」と決めつけることはできません。

18　すべての難病患者や感染症患者が入院治療を必要としているわけではありません。病気の状態によっては、一般の人と一緒に働いたり、通学しながら治療・療養ができます。

人権に関わる県の主な相談窓口

相談日については、祝日や年末年始などの対応が各機関で異なる場合がありますので、個々の相談機関にお問い合わせください。

相談内容	相談機関 名称	所在地	相談日	相談時間	電話番号	FAX番号	その他
子どもの様々な相談	県子ども・障害者相談センター	和歌山市毛見琴ノ浦1437-218	月～金	9:00～17:45	073-445-5312	073-445-3770	一時保護有
	県紀南児童相談所	田辺市元町1849-7	月～金	9:00～17:45	0739-22-1588	0739-22-1917	
	県紀南児童相談所新宮分室	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	月～金	9:00～17:45	0735-22-8551	0735-21-9648	
	子どもと家庭のテレフォン110番（電話）	―	月～金	9:00～20:00	073-447-1152	―	
			土・日・祝	9:00～16:30			
家庭教育についての相談	すこやか子育てテレフォン相談	―	火・木・金	13:00～24:00	073-425-8988	073-425-8988	
			水曜日	13:00～19:00			
			土曜日	11:00～17:00			
女性に関する相談（ＤＶの相談も受けています）	県女性相談所（電話）		毎日	9:00～21:30	073-445-0793	073-447-1587	一時保護有
	県女性相談所（面接）		月～金	9:30～16:30	〃	〃	事前予約必要
	県男女共生社会推進センター　総合相談（電話）	和歌山市手平２丁目1-2 和歌山ビッグ愛９階	月～土	9:00～20:30	073-435-5246	―	
	〃　（面接）			9:00～17:30		―	
	カウンセリング（電話・面接）		第１～４金曜日	13:00～17:00			事前予約必要
	弁護士による法律相談（面接）		第１・３火曜日	13:00～16:00		―	事前予約必要
障害者の権利擁護に関する相談	権利擁護相談（ハートフル110番）	和歌山市毛見琴ノ浦1437-218 県子ども・障害者相談センター内	月～金	10:00～16:00	073-448-2552	073-448-2553	
	権利擁護相談（ハートフル110番）弁護士による法律相談		第３水曜日	13:30～15:30			事前予約必要
障害者の生活相談等	県身体障害者連盟	和歌山市駿河町35 和歌山県身体障害者総合福祉会館	月～金	10:00～16:00	073-423-2665	073-428-0515	
高齢者一般相談	県高齢者総合相談センター	和歌山市手平2丁目1-2和歌山ビッグ愛７階（財）和歌山県いきいき長寿社会センター内	月～金	9:00～17:00	073-435-5212	―	
外国人の生活相談	県国際交流センター	和歌山市手平2丁目1-2和歌山ビッグ愛８階	火・木曜日	13:00～16:00	073-435-5240	073-435-5243	事前予約必要・対応言語（英語・スペイン語）
			土曜日	10:00～16:00			
HIV・AIDSに関する相談	エイズ夜間相談電話	―	月曜日	19:00～21:00	073-474-3222	―	
	エイズテレフォンサービス	―	毎日	終日	073-441-2644	―	
					0739-26-7948		
ハンセン病に関する相談	和歌浦健康相談所	和歌山市和歌浦西２丁目１-23	月～金	9:00～17:45	073-444-2287	073-444-2287	面接相談は事前予約必要
	県庁健康対策課ハンセン病相談窓口	和歌山市小松原1-1	月～金	9:00～17:45	073-441-2643	073-428-2325	
心の悩みに対する相談	精神保健福祉センター	和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2階	月～金	9:00～16:00	073-435-5192	073-435-5193	面接相談は事前予約必要
難病等の子どもに関する相談	子ども保健福祉相談センター	和歌山市紀三井寺811-1 和歌山県立医科大学附属病院３階	月～金	9:00～12:00 13:00～16:30	073-445-0520	073-445-0603	面接相談は事前予約必要
警察安全相談（犯罪被害や県民の安全・平穏等に関する相談）	県警察本部警察相談課	和歌山市小松原通1-1-1	毎日	終日	＃9110又は 073-432-0110		緊急を要する場合は110番
同和問題等人権一般	県庁人権室	和歌山市小松原通1-1	月～金	9:00～17:45	073-441-2560	073-433-4540	

お知らせ　人権啓発映画をテレビ和歌山で放映します。「セピア色の風景」11月14日（木）18:30～19:25　「虐待から子どもたちを守るために」11月21日（木）18:30～19:25

時…期日・時間　場…場所・会場　定…定員
対…対象・資格　費…費用　申…申込・応募方法
問…問い合わせ　抽…希望者多数の場合抽選

和歌山県のホームページは http://www.wakayama.go.jp/
県庁・県教育委員会への郵便は 〒640-8585（県庁専用郵便番号、住所記入不要）○○○課あて
電話は ☎073（432）4111

11月	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土
12月	1 日	2 月	3 火	4 水	5 木	6 金	7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火	18 水	19 木	20 金	21 土	22 日	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火

試験

県農業大学校入学

試験日　**推薦** 12月13日(金)
　　一般 1月21日(火)
場 県農業大学校(かつらぎ町)
対 原則として県内に住所を有するおおむね23歳以下の者で、高等学校を卒業した者又は平成15年3月卒業見込みの者
定 40人
願書受付
推薦11月18日～12月4日
一般12月16日～1月10日
問 同校☎0736(22)2203

県立学校の実習助手(学校司書)・校務員採用

採用予定人数 実習助手(学校司書) 3人、校務員 3人
試験日 12月7日(土)
案内配布 県教育委員会教職員課、各地方教育事務所、和歌山市教育委員会
問 県教育委員会教職員課

県立博物館学芸員採用
県立自然博物館学芸員採用

時 12月19日(木)
場 県民文化会館(和歌山市)
採用予定人数 各1人
申 11月22日～12月6日
問 県教育委員会文化財課

個人事業税(後期分)納税のお願い

納税はお早めに(納期限12月2日)、お近くの金融機関(郵便局も可)でお願いします。便利で確実な口座振替もご利用ください。
問 各振興局税務課(海草は税務部事業税課)

インターネットで土砂災害危険度情報を提供中
http://wakayama-sabo.jwa.or.jp
問 県庁砂防課

犯罪捜査にご協力を!

県内の刑法犯認知件数は年々増加し、中でも、路上強盗やひったくりなど街頭での犯罪がめだってきています。
犯人を検挙し、事件を解決するため、事件・事故や犯人に関する情報提供、聞き込み捜査に対する一層のご協力をお願いします。
また、被害にあったときは勇気を出して警察に届けてください。

農家の季節的求人情報サイト　和歌山県グリーンサポート

インターネットを活用して、農家の求人情報を提供しています
○農家の求人情報を募集中
○農作業に従事したい方はホームページをご覧のうえ各農家にお問い合わせください
http://wave.wakayama.go.jp/green-support/index.html
問 県庁農業振興課

秋季全国火災予防運動11/9～15「消す心 置いてください 火のそばに」

熊野古道ウォークバスツアー

南紀熊野21協議会では、熊野古道を手軽に快適に楽しんでもらう試みとして、和歌山市(JR和歌山駅等)と熊野古道を結ぶバスツアーを企画
期　間／12月15日までの毎週日曜日
コース／中辺路・大辺路・口熊野の各コース
参加費／4,000円(乗車賃のみ)
申・問／予約センター
☎073(432)3738

人権週間 12月4～10日

育てよう一人一人の人権意識

◎人権のつどい
講演「DV(夫・パートナーからの暴力)の現状」
講師 内藤みちよ氏(臨床心理士)
時 12月6日(金)
13:30～15:30
場 県民文化会館(和歌山市)
問 県庁人権室

広報誌「W-ing(ウイング)」第19号発行！

『暮らしを守る、つなげる、紀の国の道』
県庁広報室、各振興局県民行政部総務課でお渡しします。郵送希望の方は、返信用切手200円分同封のうえ県庁広報室へ。

2面にも募集のお知らせ

募集

感動わかやま21 ふるさと再発見ウォーク

御坊の街並み(4km程度)を歩く
時・場12月1日(日) 14:15
御坊市役所前広場集合
定 200人(先着順)
※小学生以下は保護者同伴
申 ハガキに参加者全員の住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、11月15日までに〒640-8577 和歌山市湊本町3-3 和歌山放送「ふるさと再発見ウォーク」係
問 県庁県民生活課

障害者へのパソコン指導

身体障害者の方を対象に、パソコンの基本操作を自宅で指導
申・問 県身体障害者連盟
☎073(423)2665
FAX073(428)0515

原爆被爆者二世健康診断

場 県が委託する医療機関
定 25人程度(未受診者を優先)
申・問11月末までに県庁健康対策課、各県立保健所

山村居住モデル実験住宅入居者

山村での新たな生活スタイルに合わせたモデル住宅(3棟)への入居者を募集
対 UJIターンにより龍神村への定住を目的とされる方で、芸術・工芸・デザイン等の制作や技術・アイデアを生かした事業を行おうとする方
入居条件 家賃は5年間無料で、以後は公営住宅に準じた家賃を負担。光熱水費は自己負担。月1回程度の住宅公開に要協力
申 下記の龍神村役場ホームページに掲載の申請書により、12月10日までに同モデル推進協議会事務局へ郵送
http://www.vill.ryujin.wakayama.jp/
問 申込先☎0739(78)0111、県庁住宅課

県ふるさと教育推進大会・推進地域研究発表会

時・場 11月22日(金)
公開授業12:40～大塔村立鮎川小学校・大塔村立大塔中学校
全体会14:00～大塔村立鮎川小学校(研究発表、シンポジウム)
申・問 大塔村教育委員会、県教育委員会学校教育課

犬のしつけ方教室

時 講義11月25日(月) 14:00～
実技12月9日(月) 午後
※実技のみの受講は不可
場 県動物愛護センター(野上町)
定 20組(先着順)
申・問 電話で11月11～25日に会場☎073(489)6500

保育サポーター養成講座

子どもの預かりや保育所等への送迎を行うサポーターを養成
時 12月2日(月)～6日(金)の毎日10:00～16:00（全20時間）
場 和歌山ビッグ愛(和歌山市)
対 保育活動希望者、保育士有資格者50人 抽
申 電話又はFAXで住所、氏名、性別、生年月日(年齢)、電話番号を、11月18日までに(財)21世紀職業財団和歌山事務所
☎073(426)2020
FAX073(475)1766
問 申込先

ごあんない

和歌山地場産見本市

地場産品の展示即売・実演・体験
時 11月16日(土)・17日(日)
10:00～17:00
場 和歌山地域地場産業振興センター(和歌山市)
問 会場☎073(447)3334

わっ歯よいわかやま8020フェスタin橋本

歯の検診や堀ちえみトークショー、ハム太郎ショー等
時11月17日(日)
10:00～16:00
場 県立橋本体育館(橋本市)
問 県庁健康対策課

青少年のための科学の祭典 おもしろ科学まつり和歌山大会

自然科学に関する実験、観察等37ブースが出展
時 11月16日(土)9:30～16:30
17日(日)9:30～16:00
場 わかやま館(和歌山マリーナシティ)
問 事務局(和歌山大学教育学部物理学教室)☎073(457)7312

移動消費生活センター

啓発講座・ビデオ、商品テスト(印南町では消費者相談もあり)
時・場 ①11月20日(水)13:30～
印南町公民館
②12月5日(木)13:30～
かつらぎ町総合文化会館
問 ①印南町役場
②かつらぎ町役場

農林水産品フェア

健康と癒(いや)しの「薬膳粥(がゆ)」や地元料理の実演・試食のほか、県農林水産物の展示即売、子ども工作体験・動物ふれあい体験等
時11月23日(土)10:00～17:00
24日(日)10:00～16:00
場 和歌山マリーナシティ
問 実行委員会(県庁農林水産総務課内)☎073(441)2864

心身障害児の社会参加と自立・就学啓発推進シンポジウム

養護学校卒業生の体験発表等
時11月30日(土)14:00～16:30
場 みくまの養護学校(新宮市)
問 会場☎0735(31)6101

再就職希望登録者支援事業

対 出産や育児、介護等を理由に退職した方で、将来再就職を希望する方
申・問 (財)21世紀職業財団和歌山事務所☎073(475)1765

調理師業務従事者届について

調理業務に従事している調理師は、調理師法に基づき、12月31日現在の状況を1月31日までに所定の届出書を管轄の保健所に提出してください。
問 各保健所、県庁生活衛生課

住宅金融公庫からのお知らせ

収入の減少等により返済が困難となった方、不安を感じている方は、早めにご相談ください。なお、返済期間を最長10年間延長する等の取扱は平成15年3月31日まで延長されました。
問 ☎06(6281)9284

全国物価統計調査にご協力を！

全国約17万の小売店舗や飲食店等を対象に、主な商品の販売価格等の調査が実施されます。調査員がお伺いした際はご協力ください。
問 県庁統計課

催　し

紀伊風土記の丘　☎073（471）6123

■特別展「紙すきの山里」　11月24日まで
手すき和紙の製作技術と和紙を使った生活用具を紹介

植物公園緑花センター　☎0736（62）4029

■クリスマスの飾り方※　12月8日(日)
■お正月を飾る寄せ植えの作り方※　12月15日(日)
■冬の洋ラン展　12月6日(金)～8日(日)
※は事前申込必要

和歌山県公館　一般開放

日　時　11月17日(日)、12月8日(日) 10:00～16:00
交　通　「曙橋」バス停下車　※駐車場はありません
問合せ　県庁管財課☎073(441)2214

お気軽にどうぞ

交通事故相談　☎073（441）2359

【常設相談】月～金曜日（東牟婁振興局☎0735(22)8551 水曜日を除く）場所／県庁交通事故相談所、東牟婁振興局
【弁護士による相談】●県庁交通事故相談所　11月18日(月)、12月9日(月)　受付／13:00～14:00　●東牟婁振興局　11月15日(金)、12月6日(金)　受付／正午まで（電話予約必要）
【巡回相談】●伊都振興局　11月27日(水)　●西牟婁振興局　12月11日(水)　受付／11:00～15:00

県民相談　☎073（441）2356

【常設相談】月～金曜日　場所／県庁県民相談室
【弁護士による相談】県庁県民相談室 ※先着各16人
●11月26日(火)＝☎予約11/18～
●12月6日(金)＝☎予約11/27～
【移動相談】●12月3日(火)　白浜町・町立児童館＝☎予約11/19～西牟婁振興局0739(26)7906
●12月13日(金)　かつらぎ町・笠田東町民会館＝☎予約11/29～伊都振興局0736(33)4900
*各先着10人(予約開始日に注意)

高齢者相談　☎073（435）5212

【常設相談】月～金曜日
【専門相談】医療、リハビリ、保険・年金、税金、栄養、住宅、法律、健康　※日時はお問い合わせください
【弁護士による相談】11月15日(金)（電話予約必要）
場所／県高齢者総合相談センター(和歌山ビッグ愛7階)

労働相談　☎073（436）0735

【常設相談】月～金曜日　10:00～16:00(水曜は20:00)
土曜日　10:00～14:00
【社会保険労務士による労働相談】
月2回 14:00～16:00（相談日は要問合せ）
場所／県労働情報センター(県労働センター1階)

12月1日は
世界エイズデー
36時間エイズ電話相談
11月30日10:00～12月1日22:00
☎073（474）3222

県政がわかる、納得、身近になる

県政広報番組紹介

●テレビ　テレビ和歌山（WTV）

きのくに21　日曜日 9:30・22:00(再)
*県の施策や地域の話題を特集(30分番組)
毎月第1日曜日は木村良樹知事のサンデートーク
県民チャンネル　月～金曜日 20:55(火曜21:54)
*県からのお知らせ(5分番組)
県政フラッシュ　金曜日18:00のニュース番組内
*1週間の県政の動きを紹介(5分番組)

●ラジオ　和歌山放送（WBS）

県民マイク　土曜日 14:30
*県の施策や地域の話題を特集(20分番組)
県庁だより　毎日11:40・18:00(再)
*県からのお知らせ(10分番組)

青少年の家

森の野外クッキング教室

日程 11月9・23日、12月14・21日(すべて土曜日・10:00集合)
会場 紀北青少年の家
費用 500～1,000円程度
申込 電話、FAX、ハガキで会場

ヒップ・ホップダンス教室

日程 11月30日～12月1日(1泊2日)
会場 紀北青少年の家
対象 小学4年～中学生 40人 抽
費用 3,000円
申込 電話、FAX、ハガキで 11月22日までに会場

こだわりの竹クラフト

日程 12月7～8日(1泊2日)
会場 紀北青少年の家
対象 小学4年～中学生 20人 抽
費用 3,000円
申込 電話、FAX、ハガキで 11月30日までに会場

あわてんぼうのサンタクロース

パーティー等で仲間づくり
日程 12月14～15日(1泊2日)
会場 紀北青少年の家
対象 小学4年～中学生 40人 抽
費用 3,500円
申込 電話、FAX、ハガキで 12月1日までに会場

ウエルカム白崎

体験ダイビング、門松づくり等
日程 12月24～27日(3泊4日)
会場 白崎青少年の家
対象 小学6年～中学生 40人 抽
費用 14,500円
申込 電話、FAX、ハガキで 12月10日までに会場

黒潮迷探偵団

探偵ゲーム等で仲間づくり
日程 12月7～8日(1泊2日)
会場 潮岬青少年の家
対象 小学5～6年生 30人 抽
費用 2,700円
申込 電話、FAX、ハガキで 11月24日までに会場

ドミノに挑戦

日程 12月25～27日(2泊3日)
会場 潮岬青少年の家
対象 中学・高校生 40人 抽
費用 中学生5,500円
高校生5,720円
申込 電話、FAX、ハガキで 12月10日までに会場

FAX、ハガキで申し込む場合
参加者全員の住所、氏名、年齢（学年）、電話番号、保護者名、希望講座名を記入してください。

申込・問合先
紀北青少年の家　〒649-7112 かつらぎ町中飯降1317-3　☎0736(22)5530　FAX0736(22)5531
白崎青少年の家　〒649-1123 由良町大引961-1　☎0738(65)2351　FAX0738(65)2352
潮岬青少年の家　〒649-3502 串本町潮岬669　☎0735(62)6045　FAX0735(62)0182

自然博物館

標本展

小・中・高校生から応募のあった標本作品の展示
日程 11月23日～12月8日
会場 自然博物館

大水槽潜水清掃作業公開

日程 12月15日(日) 14:00～15:00
会場 自然博物館

魚にエサをやろう④

日程 12月23日(祝) 14:00～16:30
会場 自然博物館
対象 小学生～一般 30人 抽
費用 入館料＋103円(保険料)
申込 往復ハガキ又はEメールに住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、12月9日までに会場「魚にエサをやろう④」係
Eメール esa@shizenhaku.wakayama-c.ed.jp

申込・問合　県立自然博物館
〒642-0001海南市船尾370-1
☎073(483)1777

12/1～廃棄物焼却炉の基準が厳しくなります

ダイオキシン類の排出を減らすため、今年12月1日から焼却炉の構造基準として、以下の点が追加されました。

- 焼却室において発生するガスの温度が800℃以上の状態で焼却可能なもの
- 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を焼却室に投入可能なもの
- 焼却室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること
- 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること

※規模、設置時期を問わず、すべての焼却炉に適用されます
現在、家庭や事業所等で使用されている小型焼却炉のほとんどは上記の基準を満たしていないため、12月1日からは使用できなくなります。
問合　各県立保健所衛生環境課、各市町村役場

障害者支援費制度　来年4月スタート

障害福祉サービスは、その内容を行政が決定する「措置制度」から、障害者自身が受けたいサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結んでサービスを利用する「支援費制度」に変わります。

対象となるサービス

○施設サービス
・身体障害者の更生施設、療護施設、授産施設
・知的障害者の更生施設、授産施設、通勤寮
○居宅サービス
・身体障害者・知的障害者・障害児のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ
・知的障害者のグループホーム

支援費支給の流れ（右図参照）

①利用者が支援費制度でサービスを受けるためには、まず支援費の支給を市町村に申請して支給決定を受ける必要があります。
②市町村は利用者の希望や障害の状況等をもとにサービスの支給内容を決定し、利用者に受給者証を交付します。

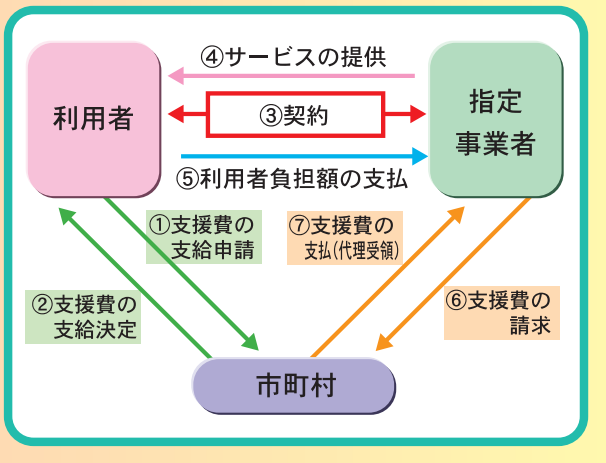

③④利用者は、指定された事業者の中から選択して契約し、サービスの提供を受けます。
⑤⑥⑦指定事業者に対し、利用者は利用者負担額を、市町村は支援費を支払います。

※①の利用者の申請は、各市町村役場障害福祉担当窓口へお問い合せください。